

米子市補助金交付基準

1 趣旨

この基準は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、本市の補助金（規則第2条第1号に規定する補助金等のうち、負担金及びこれに類するものを除くものをいう。以下同じ。）の交付に関する基準を定めるものとする。

2 補助金の交付目的及び補助事業の内容の明確化

補助金の交付に当たっては、その背景にどのようなニーズ又は課題があるのかを的確に把握し、そのニーズ又は課題に対する市の考え方を明らかにするなど交付目的及び補助事業の内容を明確化すること。

3 補助事業の実効性の確保及び検証

補助事業の実施に当たっては、その実効性（当該事業が社会経済情勢に合致し、かつ、効果を期待することができることをいう。以下同じ。）を確保するとともに、実効性の検証方法を事前に明らかにし、適切に検証すること。

4 補助対象団体等の適格性の確認

補助対象団体等については、その適格性を次のいずれにも該当することを基準として確認すること。

- (1) 補助対象団体等の事業活動の内容がその設立目的と合致していること。
- (2) 補助対象団体等における補助金の会計処理及びその用途が適切であるとともに、そのことを担保する監査機能を有していること。
- (3) 補助対象団体等の財務における繰越金、剰余金等が補助金額の2分の1を超えていないこと。

5 補助対象経費の適正化

(1) 事業費補助の原則

補助対象経費（新たに設立される補助対象団体等に対する運営費補助に係るものを除く。）については、事業費補助を原則とすること。なお、既存の補助金のうち、運営費補助として交付されているものについては、当該補助対象団体等の自立を促し、運営費補助の廃止、又は運営費補助から事業費補助への見直しを検討すること。

(2) 補助対象経費の明確化等

補助対象経費については、その明確化を図るとともに、次に掲げる経費については、原則として補助対象経費としないこと。

ア 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上適切でない経費

イ 補助対象団体等の総会に係る経費その他当該補助対象団体等の会費等で賄われるべき経費

ウ 旅費、日当等の経費のうち、市の基準を超えて支出されるもの

(3) 補助対象経費の厳格な審査等

補助対象経費については、その額が適正であるか厳格に審査すること。なお、補助対象経費に工事、委託等に係る経費が含まれる場合は、当該工事、委託等の契約が入札等の実施により適正な金額で締結されるよう適切な指導を行うこと。

6 新規の補助事業の終期の設定等

- (1) 新規の補助事業については、あらかじめ5年を超えない範囲内において終期を設定すること。ただし、市において策定された計画等において補助事業の終期が定められている場合は、5年を超えて終期を設定することができる。
- (2) 前号の規定により定められた終期を更新すべき特別の事情があると認められる場合は、3年を超えない範囲内において更新することができる。

7 既存の補助事業の見直し期限の設定等

- (1) 既存の補助事業のうち、実効性の確保に課題があるほか、この基準に適合しなくなったと認められるものは、その状況に応じて、3年を超えない範囲内において見直し期限を設定し、見直し（廃止を含む。）を検討すること。
- (2) 前号の規定により定められた見直し期限が到来したにもかかわらず、必要な見直しを行っていない補助事業は、原則として廃止すること。ただし、当該補助事業を廃止し、その事業内容の一部を新規の補助事業として実施することを妨げない。

8 その他の基準

- (1) 協調補助金における上乗せ補助の禁止
国、県との協調補助金については、国、県の基準を超えて補助対象経費の範囲を拡大し、又は補助率を引き上げるなどの措置（以下「上乗せ補助」という。）は、原則として、これを行わないこと。なお、特別な事情により上乗せ補助を行う場合は、その理由等を明確にすること。
- (2) 補助率の上限
補助率（補助対象経費に占める補助金額の割合をいう。）は、原則として、2分の1を超えない範囲内において定めること。なお、特別な事情により2分の1を超える補助率を定める場合は、その理由等を明確にすること。

9 この基準への適合状況の確認等

この基準への適合状況を確認するため、毎年度、別に定めるところにより補助金概要調査を実施するものとする。なお、補助金概要調査の結果については、その概要を市ホームページにおいて公表するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成30年6月7日から施行する。
（経過措置）
- 2 この基準の施行の際、現に改正前の米子市補助金交付基準第5項の規定に基づき設定されている終期（明確なものに限る。）は、改正後の米子市補助金交付基準第6項の規定に基づき設定されたものとみなす。